

河津町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (27年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 25年度の人件費率
26年度	人 7,731	千円 3,864,114	千円 326,214	千円 612,216	% 15.8	% 16.9

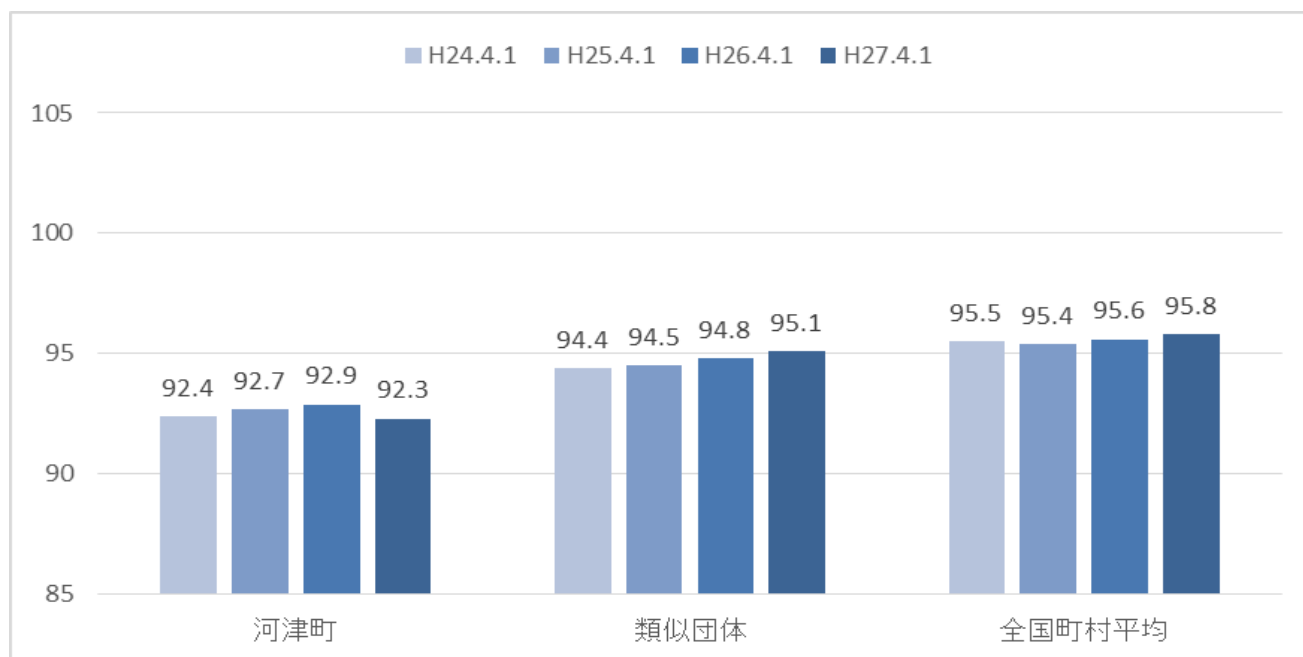
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
26年度	人 81	千円 257,636	千円 27,910	千円 95,186	千円 380,732

(参考)一人当た り給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
千円 4,759	千円 5,562

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、26年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平

均したものである。

- 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 27年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
年度	円	円	円 (%)	%	%	%
	—	—	—	—	—	—

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
年度	月	月	月	月	月	月
	—	—	—	—	—	—

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

未実施の理由

ラスパイレス指数が低水準なため

②地域手当の見直し

当町は地域手当の支給をしていない

③その他の見直し内容

特になし

(6) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成 27 年 4 月 1 日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
河津町	35.1 歳	281,833 円	302,921 円	293,272 円
静岡県	42.5 歳	339,285 円	438,299 円	374,854 円
国	43.5 歳	334,283 円	—	408,996 円
類似団体	42.2 歳	307,472 円	360,858 円	333,354 円

② 技能労務職

区 分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
河津町	53.3 歳	3 人	259,567 円	270,933 円	265,567 円
うち用務員	*	*	*	*	*
うち調理員	*	*	*	*	*
うち業務員	*	*	*	*	*
静岡県	53.9 歳	220 人	335,914 円	383,482 円	359,579 円
国	50.2 歳	2,994 人	289,141 円	—	328,318 円
類似団体	49.8 歳	6 人	273,169 円	297,250 円	283,748 円

③ 教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
河津町	37.0 歳	270,400 円	278,433 円
静岡県	43.8 歳	379,953 円	427,384 円
類似団体	40.5 歳	291,144 円	316,922 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成 27 年 4 月 1 日現在）

区 分		河 津 町	静 岡 県	国
一般行政職	大学卒	174,200 円	182,372 円	174,200 円
	高校卒	146,500 円	147,774 円	142,100 円
技能労務職	高校卒	139,500 円	145,454 円	—
	中学卒	127,700 円	132,644 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成27年4月1日現在）

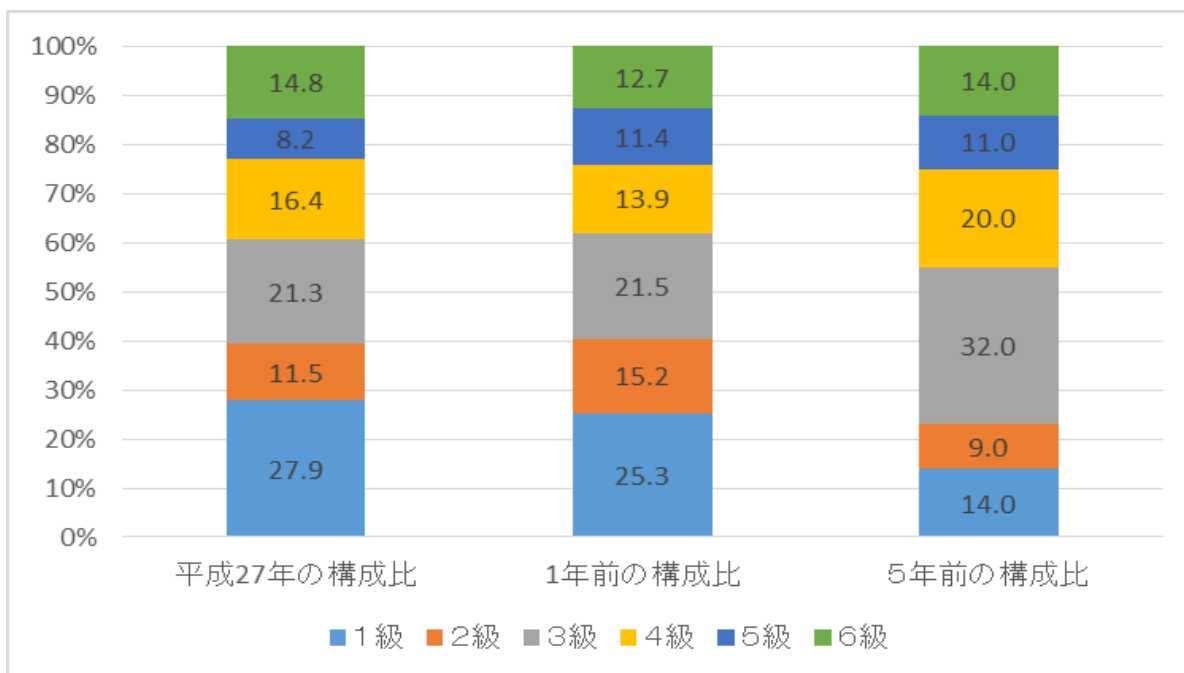
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	254,600 円	329,100 円	370,800 円	399,700 円
	高校卒	241,100 円	307,800 円	347,500 円	390,100 円
技能労務職	高校卒	* 円	* 円	* 円	* 円
	中学卒	* 円	* 円	* 円	* 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成27年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事補、主事、技師、保健師、教諭又はこれに相当する職務	17 人	27.9 %	137,600 円	244,900 円
2級	主事、技師、教諭、保健師又はこれに相当する職務	7 人	11.5 %	187,700 円	308,000 円
3級	主任主事、主任技師、主任教諭、主任保健師又はこれに相当する職務	13 人	21.3 %	224,600 円	354,700 円
4級	係長、係長教諭、主査、主査保健師、主査教諭又はこれに相当する職務	10 人	16.4 %	263,500 円	388,300 円
5級	主幹、園長、教頭又はこれに相当する職務	5 人	8.2 %	290,700 円	400,600 円
6級	課長、会計管理者、事務局長、参事、室長、防災監、園長又はこれに相当する職務	9 人	14.8 %	322,100 円	422,600 円

- (注) 1 河津町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成 18 年に 8 級制から 6 級制に変更している。(旧給料表の 1 級及び 2 級並びに 4 級及び 5 級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

勤務成績の評定をしていないため、昇給への反映をしていない。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

河津町	静岡県	国
1人当たり平均支給額(26年度) 1,264 千円	1人当たり平均支給額(26年度) 1,571 千円	—
(26年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.50月分 ()月分 ()月分	(26年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.50月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(26年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.50月分 (1.45)月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 20～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

現状勤務成績の評定はしていないが、28年4月から人事評価を実施する。

(2) 退職手当(平成 27 年 4 月 1 日現在)

河津町	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続 20 年 20.445 月分 25.55625 月分 勤続 25 年 29.145 月分 34.58255 月分 勤続 35 年 41.325 月分 49.59 月分 最高限度額 49.59 月分 49.59 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～45%加算) (退職時特別昇給 無) 1人当たり平均支給額 — 千円 22,694 千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続 20 年 20.445 月分 25.55625 月分 勤続 25 年 29.145 月分 34.5825 月分 勤続 35 年 41.325 月分 49.59 月分 最高限度額 49.59 月分 49.59 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～45%)

(注) 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、26 年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(平成 27 年 4 月 1 日現在)

支給実績(26年度決算)		0 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額(26年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
	%	人	%
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方

公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当 (平成 27 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (26年度決算)			5.7 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (26年度決算)			380 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (26年度)			5.3 %	
手当の種類 (手当数)			4	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (26年度決算)	左記職員に対する支給 単価
町税事務に従事する職員の 手当	右の業務に従事した職員	1. 税務事務に従事する職員が町税の徴収に従事したとき 2. 町税に関する滞納処分及び犯罪事件の取締りに従事した場合で特に身体に危害を受ける恐れのあるとき	5.7千円	1. 日額300円 4時間以内150円 2. 日額300円
保健衛生業務に従事する職員の特殊勤務手当	右の業務に従事した職員	1. 伝染病防疫作業手当 2. 野犬捕獲作業手当	0千円	1. 日額1,000円 2. 日額1,000円
社会福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当	右の業務に従事した職員	行旅病人及び行旅死亡人の処理作業に従事したとき	0千円	日額 1,000円
水道温泉事業手当	右の業務に従事した職員	水道及び温泉工事に従事した場合	0千円	日額 300円 4時間以内150円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (26年度決算)	7,670千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (26年度決算)	116千円
支給実績 (25年度決算)	9,959千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (26年度決算)	127千円

(注) 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (26 年度決算)」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（平成 27 年 4 月 1 日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	・配偶者13,000円 ・配偶者以外の扶養家族6,500円・配偶者がいない場合そのうち1人11,000円・満16歳に達する年度の一から満22歳の年度末までの子1人につき5,000円	同		7,907千円	247,094円
住居手当	・借家・借間家賃23,000円以下家賃額-12,000円家賃額23,000円超（家賃額-23,000円×1/2（16,000円を超えるときは16,000円）+11,000円	同		2,178千円	272,250円
通勤手当	・交通機関等利用者 運賃等相当額55,000円以下の場合、運賃等相当額 ・自動車等利用者 片道2km～5km未満 4,800円 片道5km～10km未満 5,300円 片道10km以上 5,700円 ・原動機付自動車等の片道の使用距離 2kmを超える部分（1km未満端数切捨て） 1kmにつき400円 自動車1kmにつき1,200円	異	自動車等による通勤手当・各距離の仕区分分・金額等が異なる	4,005千円	100,125円
管理職手当	・課長・局長・室長・園長	—	—	3,985千円	398,500円

5 特別職の報酬等の状況（平成 27 年 4 月 1 日現在）

区 分		給 料	月 額 等
給 料	市 区 町 村 長	640,000 円 (円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 850,000 円 / 350,000 円
	副 市 町 村 長	524,000 円 (円)	710,000 円 / 360,000 円

報酬	議長	245,000 円 (円)	365,000 円 / 205,000 円
	副議長	187,000 円 (円)	320,000 円 / 175,000 円
	議員	168,000 円 (円)	300,000 円 / 155,000 円
期末手当	市区町村長 副市町村長	(26年度支給割合) 4.10 月分	
	議長 副議長 議員	(26年度支給割合) 3.20 月分 3.20 月分 3.20 月分	
退職手当	市区町村長 副市町村長	(算定方式) 給料月額×年数×500/100 給料月額×年数×300/100	(1期の手当額) (支給時期) 12,800,000円 退職した日から1ヶ月以内 6,288,000円 退職した日から1ヶ月以内
	備考		

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

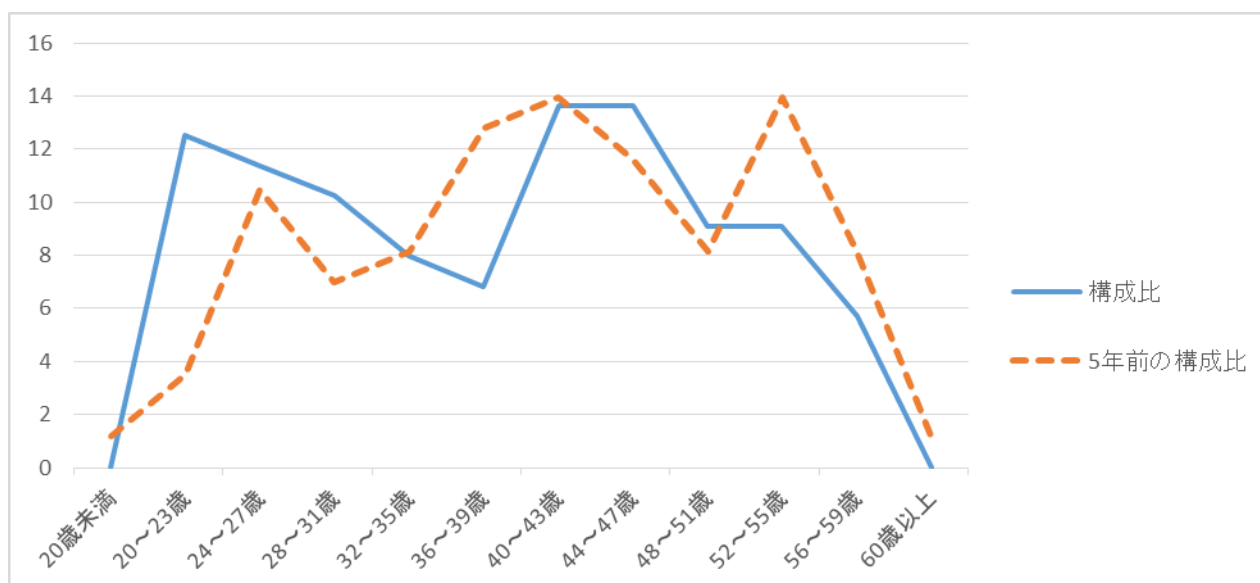
(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
			平成26年	平成27年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	1	1	0	派遣、休職に伴う総務課付職員の増 欠員不補充
		総務	22	24	2	
		税務	7	6	-1	
		農林水産	5	5	0	
		商工	4	4	0	
		土木	8	7	-1	
民生衛生		9	10	1		
計	6	7	1			
	計	62	64	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 83 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 102.43 人)	
	教育部門	19	16	-3	法令等の改廃、欠員不補充等	
	消防部門					
	小計	81	80	-1	<参考> 人口1万人当たり職員数 103 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 124.69 人)	
公営企業等部門	水道	6	6	0		
	その他	2	2	0		
	小計	8	8	0		
合計			89	88	-1	<参考> 人口1万人当たり職員数 114 人
			[132]	[132]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成27年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	11人	10人	9人	7人	6人	12人	12人	8人	8人	5人	0人	88人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	22年	23年	24年	25年	26年	27年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	60	61	62	61	62	64	4 (6.7%)
教育	19	20	19	19	19	16	▲3 (▲15.8%)
消防	0	0	0	0	0	0	0 (0%)
普通会計計	79	81	81	80	81	80	1 (1.3%)
公営企業等会計計	7	8	8	8	8	8	1 (14.3%)
総合計	86	89	89	88	89	88	2 (2.3%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体については、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道温泉事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
26年度	284,341	13,640	33,786	11.9	17.6

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費〇千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
26年度	6	20,136	1,373	7,671	29,180	4,863	6,219

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、27年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成27年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
河津町	36.8 歳	284,733 円	405,250 円
団体平均	44.9 歳	348,021 円	517,229 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

河津町	河津町（一般行政職）
1人あたり平均支給額（26年度） 1,155 千円	1人あたり平均支給額（26年度） 1,264 千円
(26年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.5 月分 () 月分 () 月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.5 月分 () 月分 () 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成 27 年 4 月 1 日現在）

河 津 町			河 津 町（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分	勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）			定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）		
（退職時特別昇給 無）			（退職時特別昇給 無）		
1人当たり平均支給額 一 千円 一 千円			1人当たり平均支給額 一 千円 22,694 千円		

（注）退職手当の 1 人当たり平均支給額は、26 年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成 27 年 4 月 1 日現在）

支給実績（26年度決算）		0 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（26年度決算）		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

エ 特殊勤務手当（平成 27 年 4 月 1 日現在）

支給実績（26年度決算）			0 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（26年度決算）			0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（26年度）			0 %	
手当の種類（手当数）			1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （26年度決算）	左記職員に対する支給 単価
水道・温泉事業 職員の特殊勤 務手当	水道・温泉事業に 従事する職員	水道及び温泉工 事に従事した場 合において、特に 身体に危害を受 ける恐れのある とき	0 千円	日額300円 4時間以内 150円

オ 時間外勤務手当

支給実績（26年度決算）	834 千円
職員1人当たり平均支給額（26年度決算）	139 千円
支給実績（25年度決算）	954 千円
職員1人当たり平均支給額（25年度決算）	190 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（26年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成 27 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	・配偶者13,000円 ・配偶者以外の扶養家族6,500円・配偶者がいない場合そのうち1人11,000円・満16歳に達する年度の一から満22歳の年度末までの子1人につき5,000円	同		276 千円	46,000 円
住居手当	・借家・借間家賃23,000円以下家賃額-12,000円家賃額23,000円超（家賃額-23,000円×1/2（16,000円を超えるときは16,000円）+11,000円	同		0 千円	0 円
通勤手当	・交通機関等利用者 運賃等相当額55,000円以下の場合、運賃等相当額 ・自動車等利用者 片道2km～5km未満 4,800円 片道5km～10km未満 5,300円 片道10km以上 5,700円 ・原動機付自動車等の片道の使用距離 2kmを超える部分（1km未満端数切捨て） 1kmにつき400円 自動車1kmにつき1,200円	同		0 千円	0 円
管理職手当	・課長・局長・室長・園長	同		0 千円	0 円